

理事 平井たくや(自民党)

私がこの法案の質疑に立つということが明らかになってから、幾つかの団体から、こうした規制緩和に懸念を表すような方々もいらっしやいまして、それをちょっと間接的に聞きましたので、急遽、質問をさせていただきます。

規制緩和のメニューを地域の方々がうまく活用して地域活性化につなげていきたいというのは当然だとは思いますが、このメニューの一つである通訳案内士制度の規制緩和について、懸念があるということで陳情にいられたようです。

通訳案内士というのは、外国語による観光案内を報酬を得て行う専門家のことで、こうした外国人観光客に対して我が国の紹介役の役割を担う大変重要で専門性の高い職業であるため、これまでは法律に基づく国家試験の合格というものを条件としておったようであります。

今回の総合特区法案では、総合特区において実施される研修を受講すれば、国家試験に合格せずとも、総合特区通訳案内士として、報酬を得て外国語による観光案内をすることを可能にしているということです。こうした規制緩和は、通訳ガイドのサービスの低下を招き、外国人旅行者の増加に取り組んでいる中、我が国の通訳ガイドサービスの水準に対する外国人旅行者の期待を裏切り、日本文化の理解の促進にも大きな支障を与えるリスクがあるとの懸念があるんですが、こうした懸念に対する御見解を伺いたいと思います。

○逢坂大臣政務官 御指摘の通訳案内士でございますけれども、通訳案内士登録者数が、平成二十二年度現在ですが、一万四千五百五十九人いらっしゃるそうです。このうち実際に就業されている方というのは、登録者のうちの四分の一というふうに伺っております。

これは、非常に有効な役割を果たしていただいている通訳案内士であるんですが、幾つか問題点があるというふうに伺っておりまして、まず、都市部に偏在をしているということです。案内士のうちの全体の七四％が都市部にいらっしゃるということ。

それからもう一つが、英語をベースにする方が七割だということです。現在、アジアからのお客様が非常に多いわけですが、例えば中国語とか韓国語というのは、中国語が一一％、韓国語が五％、その他の言語の方が一五％といったような割合になっております。

さらにまた加えて言いますと、ガイドニーズというのが、地域の一般的なことを説明するというだけではなくて、例えば富士山登山だけに特化したガイドみたいなことだとか、あるいは茶の湯とか生け花みたいなものに特化したガイドが欲しいとかという、いろいろな要望があるというふうに地域からは伺っているところです。

したがって、こういうニーズにこたえられるように、今回、特区自治体が企画、実施する研修を経て、そこである一定のスキルを保った上で特区案内士としてやるということで、今先生が言われたいわゆる通訳案内士資格とは若干別の名称にしてやっていこうというふうに考えているものでございます。

ただ、その際にやはり重要になるのは、その質がちゃんと保たれるということが非常に大事でございますので、

この法律の中に国と地方の協議会というものが設けられますけれども、そこでまず十分に御議論いただいて、しっかり質が保てる研修というものを維持していくことが大変大事ではないかというふうに思います。

それからもう一つが、今ございます通訳案内士法に基づく通訳案内士とは別の制度である、別のものであるということを明確にするために、その名称についても、別の名前を使うように周知を図るようにしたいなと思っています。

ただ、これは実際にやってみると何か課題が出るというふうなことも場合によってはあろうと思っています。それで、やはりフォローアップというのが大事だと思っていますので、それぞれの特区から実績の報告なども上がってまいりますので、その際には、何か不都合がないかということは丁寧にトレースしていくことが大事ではないかというふうに思います。

○平井委員 この通訳案内士というのは私は今回初めて知ったんですけども、同じようなことが、規制改革、規制緩和の中でいろいろなところに及んでくると思うんです。それはやはり丁寧に対応していかなくちゃいかぬというふうに思いますので、よろしくお願いをしたいと思います。